

様式1

おおちゃん地元応援券取扱事業所申込書

令和 年 月 日

大槌商工会長 様

当店・当社では、おおちゃん地元応援券取扱事業所募集要項に基づき、次のとおり取扱事業所として登録を申し込みます。

ふりがな		商工会会員区別
事業所名		会 員 ・ 非会員 (どちらかに○)
事業所住所	〒 - (集合型商業施設内に店舗がある場合は、その施設名も記入して下さい。「○○内等」)	
代表者(役職)	()	
担当者(役職)	()	
TEL/FAX	/	
業 種		
振 込 口 座 の 変 更 の有無	昨年度事業での振込口座の変更 有 ・ 無 (どちらかに○) 昨年度は未参加もしくは振込口座を変更する方は「振込口座登録依頼書」を提出して下さい。	

取扱事業所名簿(取扱店一覧)に上記と異なる店舗名・住所等の記載を希望される場合は、下欄に記入して下さい。

店舗名称	
住 所	

※支店等の複数店舗の登録を希望される場合は、「様式3 取扱事業所一覧」に必要事項を記入の上、この用紙と一緒に提出して下さい。

◆提出期限:令和4年7月8日(金) (チラシ掲載期限)

◆提出先:大槌商工会

〒028-1111 大槌町新町 38-1 TEL 42-2536 FAX 42-3424

(受付は、土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

裏面に続く

【注意事項】

1. 換金場所は、大槌商工会です。換金日を指定しますので、指定日に使用済商品券を持参ください。受付時間は、午前9時から午後5時までです。指定日以外は受付いたしません。
2. 換金の際には、すべての使用済商品券の「取扱事業者欄」に事業所名を記載して下さい。(棚版可)
3. 最終換金依頼日以降の換金は出来ません。必ずこの日までに換金依頼を完了して下さい。
4. 未使用券の払い戻しは行いません。
5. 今回のプレミアム付商品券は、令和5年1月31日以降一切使えません。一律の対応をお願いします。
6. このプレミアム付商品券を自己購入し自己換金(事業所で購入して使わずに換金)することは禁止です。
7. 受け取った使用済商品券の再利用(流通)は禁止です。
8. 使用済商品券の持ち込みの際は、事前に枚数を確認し、整理の上持ち込んでください。また、その際に様式4「使用済商品券換金依頼書」に必要事項を記載して持ち込んで下さい。
9. この商品券は500円券での発行となります。お釣りは出さないことになっておりますのでご留意下さい。
10. 換金作業は迅速に行う予定ですが、換金申し込みから振込まで日数がかかりますので、資金繰りにはご留意下さい。
11. 使用不可商品
 - ・ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - ・ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの。
 - ・ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
 - ・ 事業活動に係る原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入。
 - ・ 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関する支払い。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
 - ・ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの。
12. その他
 - ・ 購入後の返品はできません。
 - ・ 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。
 - ・ 参加店舗において、本券を対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示する義務を負うこと。

おおちゃん地元応援券取扱事業所募集要項及び上記注意事項について同意し、厳守することを約し、取扱店の登録を申し込みます。

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ ⑩